

委員会提出第五号議案

JR九州及び貨物に係る経営支援策等の継続を求める意見書

昭和六十二年四月一日に国鉄が分割・民営化され、JR七社が誕生した。JR東日本、JR東海及びJR西日本の本州三社は、株式を上場して完全民営化を果たしたが、多くの地方ローカル線を抱えるJR九州、JR北海道及びJR四国のJR三島会社と国鉄時代の老朽資産を多く保有するなど構造的問題を抱えるJR貨物については、自立経営を確保する目処が立っていない。

JR九州・貨物は、経営安定基金の運用益や税制特例等の支援策を基に黒字を確保する形で設立されたが、地方における過疎化の急激な進展や金利低下に伴う基金の運用益の減少等に起因する厳しい経営環境の中、各社の努力で何とか経営を維持している状況である。

JR九州・貨物は、地域住民の足として欠くことが出来ない存在であり、地域経済を支える重要な産業基盤であるが、本年度末に、固定資産税等の減免措置の特例が期限切れを迎え、新たな支援策が講じられなければ、赤字路線の廃止や運賃改定などを行わなければならない、利用者や地域住民の不利益となるとともに、地域経済に悪影響を与えることとなる。

このため、JR九州・貨物に対する経営支援策を継続するよう、左記のとおり強く要望する。

一 JR三島会社及び貨物に係る固定資産税及び都市計画税を減額する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」）を延長すること。

二 JR九州及び貨物をはじめ、鉄道事業各社における鉄道車両、軌道用車両などの動力源用軽油に対する軽油引取税については、現在の免除措置を継続すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年十二月十三日

大分県議会議長 志 村 学

衆議院議長 横路孝弘殿
参議院議長 平田健二殿
内閣総理大臣 野田佳彦殿
総務大臣 川端達夫殿
財務大臣 安住淳殿
国土交通大臣 前田武志殿